

五日市地区学校給食センターの建替えについて

1 五日市地区の学校給食センターの概要

区 分	北地区センター	中央地区センター	南地区センター	計
開設年月 (経過年数)	昭和 50 年 1 月 (40 年)	昭和 40 年 4 月 (49 年)	昭和 59 年 9 月 (30 年)	—
耐用年数	38 年	34 年	38 年	—
敷地の所有	民有地	市有地	市有地	—
敷地面積	3,933 m <sup>2</sup>	2,139 m <sup>2</sup>	1,377 m <sup>2</sup>	7,449 m <sup>2</sup>
建物面積	1,817 m <sup>2</sup>	927 m <sup>2</sup>	1,012 m <sup>2</sup>	3,756 m <sup>2</sup>
受配校	12 校	6 校	4 校	22 校
1 日食数 (H26 年 5 月 1 日現在)	4,924 食/日	4,106 食/日	2,694 食/日	11,724 食/日
主な施設 不良状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の腐食と膨張による外壁及び内壁の剥落</li> <li>・床面クラック</li> <li>・天井の雨漏り</li> <li>・建物の傾き</li> <li>・給水・排水管水漏れ</li> </ul> 《ボイラーの故障》 H23.4～H26.1 :計 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井一部崩落し雨漏り</li> <li>・天井保護材の剥落</li> <li>・排水管水漏れ</li> </ul> 《ボイラーの故障》 H23.4～H26.1 :計 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー室(2F)床面のクラックによる水漏れ</li> </ul> 《ボイラーの故障》 H23.4～H26.1 :計 12 回	—

2 建替えの手法等に係る検討結果について

(1) 集約化及び施設規模について

- 老朽化が進み、施設の耐用年数を超えている北地区センター及び中央地区センターの 2 つの学校給食センターを集約し、建て替えます。
- 南地区センターについては、耐用年数に達していないことや、平成 20 年度に改修を行っていることから、当面は引き続き稼働させます。
- ただし、今後の南地区センターの建替えも視野に入れ、施設規模は 12,000 食/日とします。

(2) 建替手法について

- 公設公営、公設民営、PFI、民設民営の 4 つの事業手法について、別紙のとおり比較検討しました。
- PFI については、全国的に事例が多い BTO 方式（民間事業者が自らの資金で施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、維持管理及び運営は民間事業者が行う方式）で比較しています。

3 結論

- 新たな給食センターの建替えの手法については、安全・安心が担保できることを前提に、
  - ・計画着手から事業開始までに要する期間を短縮できること
  - ・費用負担の軽減が期待できること
  - ・より多くの税収増が期待できること
 などの理由から、民設民営が最も優れている可能性があります。
- このため、民設民営による事業者の公募に取り組むことにします。
- 民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

#### 4 プロポーザルの実施について

##### (1) 主な公募要件等

- 次のことを必須の要件とします。
  - ・衛生管理や食物アレルギー対応にかかる施設能力（本市の衛生管理基準に合致。アレルギー除去食調理室の設置）及び体制を有すること
  - ・調理能力（12,000食／日以上給食を、市が提示する献立及び調理指示書に従って調理可能）を有すること
  - ・配送能力（現在の北地区及び中央地区センターの受配校全てに、調理完了後1時間以内に配送完了）を有すること
  - ・災害時等、長期の調理不能への対応能力を有すること
  - ・以上の体制・能力を維持するため、必要な人員を確保するとともに、雇用環境を整備し処遇に配慮すること
  - ・経営体制の健全性（関連業務による安定的な収益確保の実績等）が認められること
- その他、本市の児童生徒や市民のメリットとなる付加価値等の提案も求めます。

##### (2) 選定方法

学校関係者、行政職員を構成員とする委員会において、有識者等からの意見を参考にして事業候補者を選定します。

#### 5 今後の予定

平成27年 3月末	公募開始
平成27年 7月中旬	公募締切
平成27年 8月	事業候補者の選定
平成27年 9月	9月議会（委託契約に係る債務負担行為の設定）
平成27年 10月	契約締結
平成28年 秋	新センター稼働

## 学校給食センター建替手法の比較

区 分	公設公営	公設民営	P F I (B T O方式※)	民設民営
安全・安心 の 担 保	<p>「安全でおいしい給食」の確保については、いずれの手法の場合も</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献立（食缶方式）及び調理指示書は教育委員会が提示する。</li> <li>・ 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」や本市が定める衛生管理基準、食物アレルギー対応方針に則った施設整備・管理及び市のチェック体制のもとで給食調理を行う。</li> </ul>			
計画着手から事業開始 ま で に 要する期間	約2年6か月		約3年8か月 (P F I法に基づく事務 手続きが複雑なため)	約1年6か月
費用負担 軽減の 可能性	—	・ 民間事業者の工夫により、ランニングコストの削減効果が期待できる。	・ 民間事業者が建設、維持管理、運営等を一括して請け負うことでインシヤルコストとランニングコストの削減効果が期待できる。	<p>・ P F I同様に、民間事業者が建設、維持管理、運営等を一括して請け負うことでインシヤルコストとランニングコストの削減効果が期待できる。</p> <p>・ 民間事業者が、施設や人材を有効に活用し、付帯事業をあわせて実施することにより、給食提供に係るコストを削減することが期待できる。</p>
税 収	法人市民税× 固定資産税×	法人市民税○ 固定資産税×	法人市民税○ 固定資産税×	法人市民税○ 固定資産税○
土地、建物 の 所 有 権	市		市(施設完成後)	民間事業者
他都市事例	本市を含め事例多数		他都市で事例多数	東京都武蔵村山市、山形県寒河江市、栃木県足利市

※P F Iについては、全国的に事例の多いB T O方式（民間事業者が自らの資金で施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、維持管理及び運営は民間事業者が行う方式）で比較